

## 碧南市指定文化財 新たに3件を指定

碧南市教育委員会は令和6年3月1日付けで市内の有形文化財3件を新たに碧南市指定文化財に指定しました。そこで、新しく指定された文化財をご紹介します。この指定で碧南市指定文化財は計53件になります。

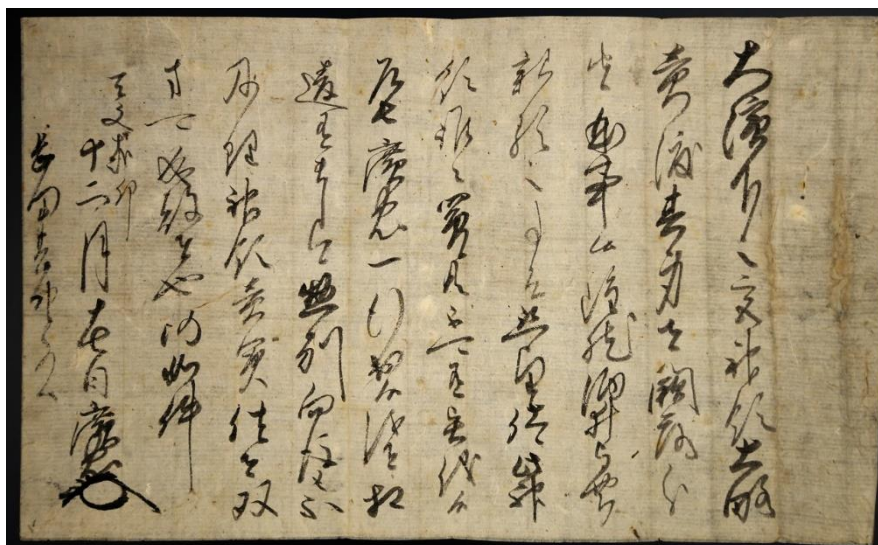
### 1 新指定文化財一覧

種類		名称	員数	所有者
有形文化財	古文書	松平広忠判物	1通	個人
有形文化財	古文書	松平元康判物	1通	個人
有形文化財	歴史資料	大浜西浜図	1巻	個人

### 2 文化財の概要

#### (1) 松平広忠判物

1通 天文12(1543)年 しほんぼくしよ紙本墨書 23.6×39.0cm



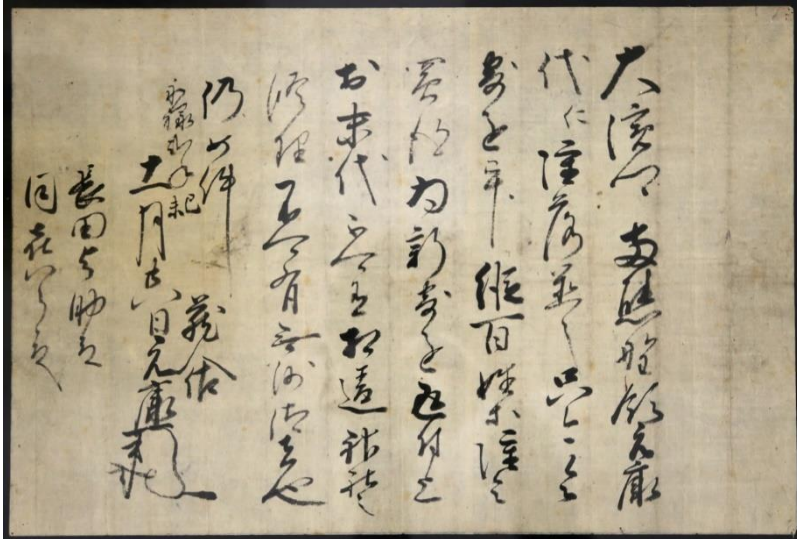
徳川家康の父である岡崎城主松平広忠が、当時の大浜の熊野下之宮しものみや神主である長田おさだ甚助に発給した広忠直書の原本である。「甚助はけしからぬことに下之宮の神領を大略売り渡して自身はよ所に没落していたが、広忠の重臣である酒井政家が、甚助の親類たるにより懇望するによって、過去における神領売却契約を無効とし、神領として取り戻させることとする。今後においてまた神領売買をなすことがあれば、売主・買主双方を成敗する。」との内容である。

大浜と松平氏との関わりについて歴史研究が今後いっそう深められていくことが期

待され、市指定有形文化財として後世に残す必要がある。

(2) <sup>まつだいらもとやすはんもつ</sup>松平元康判物

1通 永禄2（1559）年 紙本墨書 29.0×43.0cm

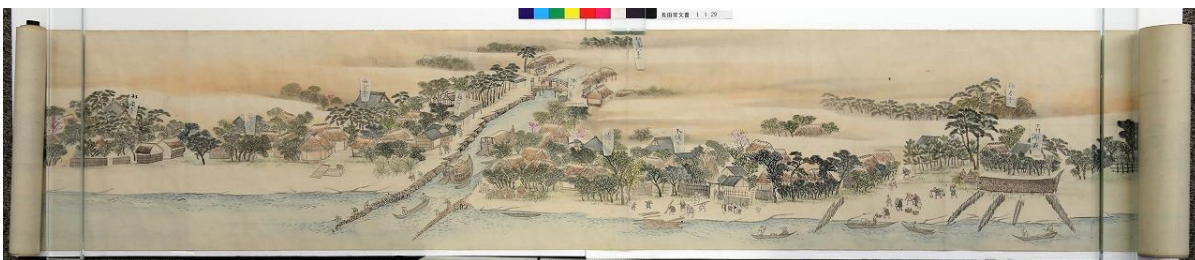


松平元康（のちの徳川家康）が、当時の大浜の熊野上之宮・熊野下之宮の各神主と推定される長田喜八郎及び長田与助に発給した元康直書の原本である。「両名による大浜両熊野社領支配については、かつて元康の代において無効としたことがあったが、只今、あらためて社領として与えることにした。現地をすでに百姓が買い取っているとしても、社領として末代まで相違ないものと保証する。については今後、神社の修理を怠ることがあってならぬ。」との内容である。

本文書によって、大浜と松平氏との関わりについて歴史研究が今後いっそう深められていくことが期待され、市指定有形文化財として後世に残す必要がある。

(3) <sup>おおはまにしはまず</sup>大浜西浜図

1巻 <sup>まのとうけい</sup>真野桃蹊画 江戸時代・文化年中  
紙本着色 32.2×1,060cm



大浜西岸に続く文政期以前の砂浜（<sup>からかさまつ</sup>傘松から松江付近）の春を、海から描いたものである。真野桃蹊という文人画家が江戸時代、文化年中（1804～18年）に描

いたとみられる。本図は瓦屋根の町並、瓦造りの窯や地曳網<sup>じびきあみ</sup>の生業、浜辺に敷いた藪<sup>ごさ</sup>の上に集う人々、天秤棒で物を運ぶ人等、人々の暮らしぶりが生き生きと描かれている。

当該地域では類例のない地域を描いた風俗図として極めて貴重であり、市指定有形文化財として後世に残す必要がある。